

# KNC NETWORK NEWS

2015年9月5日 発行

**経営一言:**親切心やおもてなしの気持ちなど日本人が昔から持つ優しい心根を大切にしたい。  
(京セラ名誉会長・稲盛 和夫氏)

— 所長コメント: おもてなしの心は、心くばりと思いやりです。相手の気持ちを思い、自分のことより先に行動することは信用と信頼を高めることとなる。 —



(有)北野財經システム  
北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://www.kngroup.jp

## 気になる記事: マイナンバー—改正法成立、来月に番号配布—

日本に住むすべての人に割り当てる税と社会保障の共通番号(マイナンバー)の配布が1カ月後に迫った。番号の利用範囲を広げる改正法が3日成立。2016年以降は税や社会保障の手続きに番号が必要になる。

マイナンバー導入でこう変わる(主要) ・個人番号カードが身分証明書の代わりに ・各種の給付申請で住民票などの添付が不要に ・源泉徴収票や確定申告などで番号を記入 ・銀行口座とひもつけて資産を正しく把握 ・個人番号カードが健康保険証に

## 社内飲食費と交際費課税 《税務》

「社内飲食費」とは、例えば、社内の者複数名に対し、得意先1名で行われた飲食等の費用の場合は、それが事業の円滑化に必要な接待であり、そのために社内の者多数が参加する必要があったのであれば「社内飲食費」に該当することはありません。しかし、得意先等の従業員を形式的に参加させて要件を整えたと認められる場合は、「社内飲食費」に該当することになります。つまり、飲食等の目的が、本制度の趣旨に基づく接待の態様がどうかに応じて「社内飲食費」か否かを判断する必要があります。なお、この「社内飲食費」は1人当たり5,000円以下のものであっても、原則として交際費等の範囲からは除外されませんが、福利厚生費や会議費等の費用に該当すれば、交際費等の範囲から除外されます。社内の者とは、あくまでも同一法人内の者に限られます。資本関係が100%である親会社の役員等や、連結納税の適用を受けている各連結法人の役員等は、相手方としては社外の者となります。そのため、これらの者との飲食等に係る飲食費は「社内飲食費」に該当しません。

また、同業者パーティーに出席して自己負担分の飲食費相当額の会費を支出した場合や得意先等と共同開催の懇親会に出席して自己負担分の飲食費相当額を支出した場合は、専ら社内の従業員との飲食を行うものではないため、「社内飲食費」には該当しません。

## 小売店店員の「おもてなし」 《経営》

「おもてなし」と言えば、従来は一般に旅館・ホテルか飲食店で使われていました。しかし、今や美容院・エステ・パチンコ店・写真館・医療施設等のサービス業を始め、スーパー・コンビニ・ブティック・宝石店等の小売業であっても、店員によるおもてなしが重視されるようになってきました。ここでは、小売店で活動する店員のおもてなしとは何かについて考えてみます。

宿泊施設や飲食店であれば、調理人が差別化された料理を供したり、仲居やウェイトレスがお客にかしずいて奉仕する姿が想像できます。しかし、小売店では何をもち「おもてなし」と見るのでしょうか。当然、店員の主たる仕事は各種接客業務です。但し、単に「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」等の接客言葉を使ったり、売場案内や商品の商品や説明をしたりすることだけではありません。おもてなしの多くは、販売活動の事前及び事後の業務で、普通のお客の目に映らないものかもしれません。開店前には、店舗やトイレの清掃、陳列直しやPOP作り、セキュリティ設備やレジの確認等があります。閉店後にお客に礼状を出したりする場合もあります。更に店内に花木を飾る、茶菓で接待する、急な雨に傘を貸す、商品を自宅に配達する、店員とお客がパーティーや旅行会をする等も一種のおもてなしです。

## 家族参加の慰安行事 《税務》

運動会をはじめとした「社内レクリエーション」は、社員の日頃の労をねぎらい、勤労意欲を高めるためのものとして、福利厚生費とすることが認められています。ただし、全社員を対象としていることや、その費用が社会通念上常識的な金額であることが求められます。特定社員だけが対象のイベントや、掛かった費用が高額な催しの場合は、社員に対する給与として課税対象となります。この種のイベントは家族同伴の方が慰安効果は大きなものになります。したがって、家族分を含めたとしても、税務当局に「通常要する費用」と認められる金額であれば福利厚生費にできます。

## 少数私募債と同族会社について 《税務》

企業が資金調達的手段に、少数私募債を活用することが見受けられます。少数私募債を簡単に説明しますと、

- ① 第三者へ譲渡される可能性が低いもの
- ② 50人未満の、親族・従業員・取引先などの縁の深い者に発行するもの
- ③ 発行総額が、最低券面額の50倍未満であるもの等を条件に、発行できる社債のことです。

また、同族会社の経営者にとっては、節税対策に用いることもできます。しかし、平成28年1月1日以降は節税策には使用できなくなります。これは、金融所得の課税に対し、公社債のうち「特定公社債」に該当しないもので、平成28年1月1日以後に同族会社が発行した公社債、27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の利子所得が分離課税から総合課税へ変更された。

現在、少数私募債を発行し社長から資金を調達した場合、社長の受け取った利子は源泉分離課税となり15%が課税される。一方、同族会社が社長個人から資金を調達し、それに係る利子を支払った場合は、社長の受けた利子の所得区分は雑所得となり、年間の所得に合算されるため15%以上の税率が課される場合が多い。つまり、高額所得者になるほど超過累進税率が源泉分離課税の税率を上回ることから、少数私募債を活用した方が有利になっているといえる。また、利子で受け取った金額分を役員報酬から減額することでさらなる総合課税の節税にもつながる。来年からは前述したとおり発行時期に関係なく、全てが総合課税の対象となる。したがって、年間の所得が2,000万円の社長が利子として10万円を受け取っているケースでは、15%の税率ではなく40%の税率がかかることとなる。